

諮問第2号

生活保護法に基づく返還金の督促の異議申立てについて

異議申立人に対し平成28年1月22日付けで市長が行った生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく返還金の督促に関し、異議申立てがあったので、別紙の決定書（案）を添えて、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第7項の規定に基づき議会の意見を問う。

平成28年9月16日

大阪市長 吉 村 洋 文

(別 紙)

大福祉第 号

決定書 (案)

異議申立人

異議申立人が平成28年1月22日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく返還金の督促に係る異議申立てについては、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てを棄却する。

理 由

第1 不服の要旨

1 異議申立ての趣旨

大阪市長（以下「処分庁」という。）が平成28年1月22日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）に対して行った地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項の規定に基づく生活保護法に基づく返還金の督促（以下「本件督促」という。）を取り消す、との決定を求める。

2 事案の概要

大阪市東住吉区保健福祉センター所長は、平成25年9月19日付けで、申立人に対し、生活保護法第63条の規定に基づき、平成22年度から平成24年度にかけて申立人に対して支給した生活保護費の一部計250,042円に係る返還決定処分（以下「本件返還決定」という。）を行ったが、同日付けで、申立人から、本件返還決定に係る返還金について毎月5,000円ずつの分納により返還する旨の分納願が提出されたため、これを承認した。その後、申立人が平成27年12月分の返還金5,000

円（以下「本件返還金」という。）を納期限までに納付しなかったため、処分庁は申立人に対し、法第231条の3第1項の規定に基づき、平成28年1月22日付けで本件督促を行った。

申立人は、本件督促を不服として、処分庁に対し、平成28年3月10日付けで異議申立てを行ったものである。

なお、申立人は、平成26年3月4日付けで、大阪府知事に対し、本件返還決定に係る審査請求を行ったが、大阪府知事は、同年4月8日付けで、本件返還決定については違法不当な点は認められないとして、申立人の審査請求を棄却する旨の裁決をしている。その後、申立人は、本件返還決定に係る再審査請求や本件返還決定の取消しの訴え等の提起をしていない。

### 3 異議申立ての理由

申立人は、本件返還決定について大阪府知事に対し審査請求を行ったところ、申立人の主張は一切認められず、承認し難いものであるので、第三者機関である裁判所に判断を仰ぎたいが、その費用はとても賄えない。

申立人は昨年70歳になり、現在受給している生活保護費から生活費等を支出しており、衣服等を購入するための蓄えを捻出するためには、返還金の滞納が続くことは避けられず、法的手段を採ることもやむを得ない。

以上より、本件督促に対し異議を申し立てる。

## 第2 決定の理由

- 1 法第231条の3第1項は、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないと規定している。

本件についてこれをみると、申立人が納期限までに本件返還金を納付しなかったため、処分庁は、期限を指定して法第231条の3第1項の規定による督促を行ったものであり、本件督促は何ら違法性を有しない。

- 2 この点について申立人は、本件返還決定について大阪府知事に対し行った審査

請求において申立人の主張は一切認められず、承認し難いと主張する。

申立人の上記主張は本件返還決定が違法であることを本件督促の違法事由として主張する趣旨と解する余地があるが、仮にそのような主張であるとしても、申立人が行った審査請求は本件返還決定に違法不当な点はないとして棄却されており、また、申立人から本件返還決定の取消しの訴え等もされていないことからすると、本件返還決定が有効なものであることは明らかであるから、本件返還決定を前提とした本件督促に何ら違法な点はなく、申立人の上記主張には理由がない。

また、申立人は、現在受給している生活保護費から生活費等を支出しており、衣服等を購入するための蓄えを捻出するためには、返還金の滞納が続くことは避けられないと主張する。

しかしながら、仮に申立人の主張するような事情が存在するとしても、それは申立人が本件異議申立てを行うに至った個人的な事情に過ぎず、本件督促が違法であることの理由となるものではなく、申立人の上記主張には理由がない。

- 3 以上のとおり、本件異議申立ては理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定を適用して主文のとおり決定する。

平成28年 月 日

大阪市長 吉 村 洋 文 印

## 教 示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に大阪市を被告として本件督促の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）

(参 考)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

による改正前の地方自治法（抄）

（督促、滞納処分等）

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 - 6 省 略

7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8 - 11 省 略